

大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年２月２７日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第4号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定数） 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 （1）広域連合長の事務部局の職員 <u>47</u>人 （2）～（5） （略） 2 （略） <u>（定数外の職員）</u> <u>第4条 次に掲げる職員の数は、定数の外に置くものとする。</u> <u>（1）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をしている職員</u> <u>（2）大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号）第15条の規定による介護休暇を取得している職員</u> <u>（3）地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体から派遣される職員の</u>	（定数） 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 （1）広域連合長の事務部局の職員 <u>42</u>人 （2）～（5） （略） 2 （略） 【新設】

うち、派遣元の地方公共団体から地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条第２項第１号の規定による休職処分を受けている職員

２ 前項に掲げる職員がその職務に復帰することにより定数を超えるときは、当該職員の数は、職務に復帰した日から起算して１年を超えない期間に限り、定数の外に置くものとする。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。